

## 平成 29 年度 処遇改善等加算Ⅱの実施状況について（速報値）

平成 30 年 7 月 内閣府子ども・子育て本部

平成 29 年度に導入した保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の技能・経験に応じた「処遇改善等加算Ⅱ」について、施設から提出された平成 29 年度計画に基づき、各自治体が加算認定した状況を調査。

## 1. 各市町村における認定状況

加算対象施設のある 市町村数 ①	うち加算認定有り 市町村数 ②	うち加算認定無し 市町村数	② / ①
1,309	1,173	136	89.6%

※ 全国の市町村数は 1,741

## 2. 各施設における認定状況

## (1) 保育所・幼稚園・認定こども園

## ○認定状況

	保育所	幼稚園（新制度）	認定こども園
民間施設数	14,543 か所	869 か所	4,245 か所
うち加算施設数	11,650 か所	458 か所	3,485 か所
適用割合	80.1%	52.7%	82.1%

## ○4万円の対象者数・配分状況（副主任保育士/専門リーダー/中核リーダー）

		保育所		幼稚園（新制度）		認定こども園	
加算対象人数A		61,402 人分		1,609 人分		26,411 人分	
実際の配分人数		94,840 人		2,437 人		38,702 人	
配分 状況	改善額	人数	(参考)人数Aに 対する割合※	人数	(参考)人数Aに 対する割合※	人数	(参考)人数Aに 対する割合※
	4万円	33,843 人	(55.1%)	929 人	(57.7%)	14,695 人	(55.6%)
	その他 (0.5~4万円未満)	60,997 人		1,508 人		24,007 人	

※ 4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の職員にも配分可能。

## ○5,000円の対象者数（職務分野別リーダー/若手リーダー）

	保育所	幼稚園（新制度）	認定こども園
加算対象人数B	36,720 人分	962 人分	15,796 人分
実際の配分人数	37,664 人	982 人	16,187 人

※ 年度途中に加算対象職員が産休等により休職し、別の職員を発令したことがあるため、実際の配分人数は加算対象人数より多い。

## (2) 地域型保育事業

### ○認定状況

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
民間事業所数	913 か所	3,637 か所	470 か所	10 か所
うち加算適用事業所数	331 か所	2,197 か所	179 か所	2 か所
適用割合	36.3%	60.4%	38.1%	20.0%

### ○4万円の対象者数・配分状況（副主任保育士/専門リーダー）

		家庭的保育		小規模保育		事業所内保育		居宅訪問型保育	
加算対象人数A		269 人分		4,264 人分		416 人分		2 人分	
実際の配分人数		336 人		6,821 人		694 人		2 人	
配分状況	改善額	人数	(参考)人数A に対する割合 ※	人数	(参考)人数A に対する割合 ※	人数	(参考)人数A に対する割合 ※	人数	(参考)人数A に対する割合 ※
	4万円	236 人	(87.7%)	2,772 人	(65.0%)	244 人	(58.7%)	2 人	(100%)
	その他 (0.5~4万円未満)	100 人		4,049 人		450 人		0 人	

※ 4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の職員にも配分可能。

### ○5,000円の対象者数（職務分野別リーダー）

	家庭的保育	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
加算対象人数B	62 人分	2,227 人分	234 人分	0 人分
実際の配分人数	63 人	2,323 人	247 人	0 人

※ 年度途中に加算対象職員が産休等により休職し、別の職員を発令した場合等があるため、実際の配分人数が加算対象人数より多くなっている。

処遇改善等加算Ⅱに関する参考資料（平成29年度における状況）

要件

〔〇月額4万円の処遇改善の対象者  
（副主任保育士/専門リーダー）〕

- ・ 経験年数が概ね7年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち4分野以上の研修を受講
- ・ 園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3（人数A）が対象

※ 月額4万円の賃金改善を行う職員を人数Aの1/2は確保した上で、その他の副主任保育士・専門リーダー等に配分可能（月額5千円以上4万円未満）

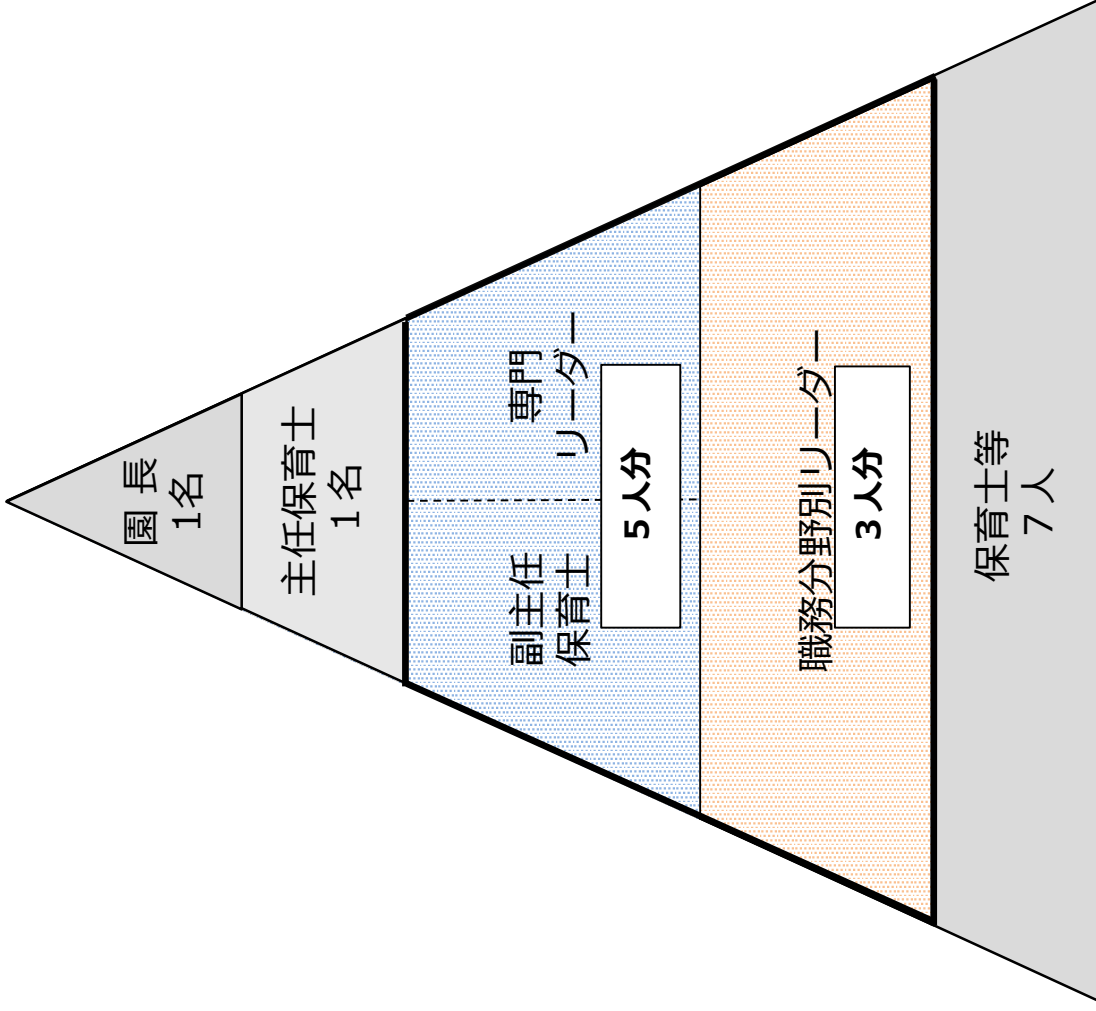
〔〇月額5千円の処遇改善の対象者  
（職務分野別リーダー）〕

- ・ 経験年数が概ね3年以上
- ・ キャリアアップ研修のうち担当する分野の研修を受講
- ・ 園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5（人数B）が対象

※経験年数は、各施設の状況を踏まえて決めることが可能。  
※研修要件は、平成29年度は課していない。

一般的な保育園での配分モデル

- ・ 定員90人
- ・ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人※



※利用児童の年齢構成が平均の場合であり、利用児童の年齢構成により職員数は異なる。

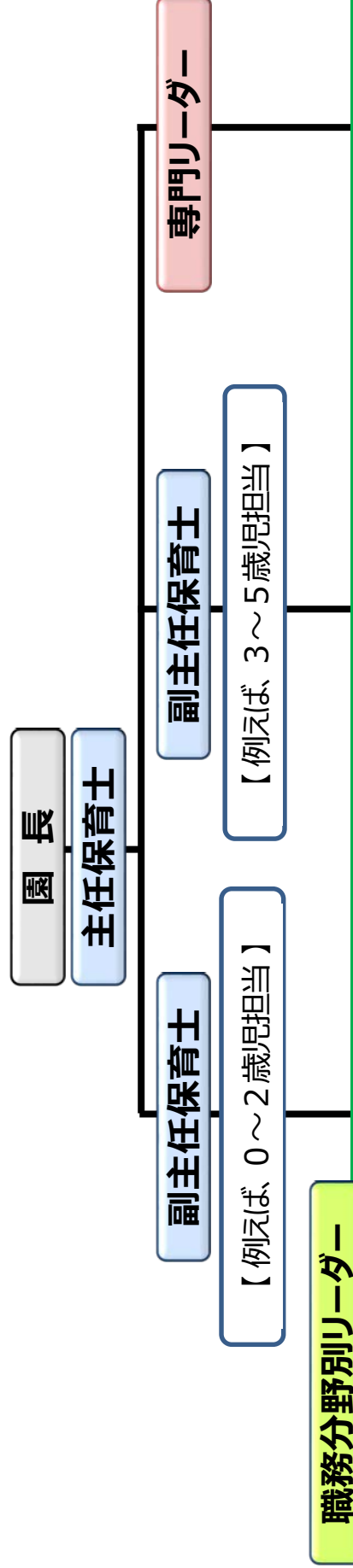
## 平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの運用の見直し

- 保育士等専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
- 各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱについて、運用の柔軟化を図る。

### 目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

- 例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「**副主任保育士**」又は「**専門リーダー**」又は「**専門リーダー**」を配置(2人以上)
  - 加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、**専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)**
- ※ 副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者  
 ※ 専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者  
 ※ 職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者
- ⇒ **処遇改善等加算Ⅱの加算要件**は、研修の受講を促進し、**2022年度を目的に、研修受講の必須化を目指す。**  
 (2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)

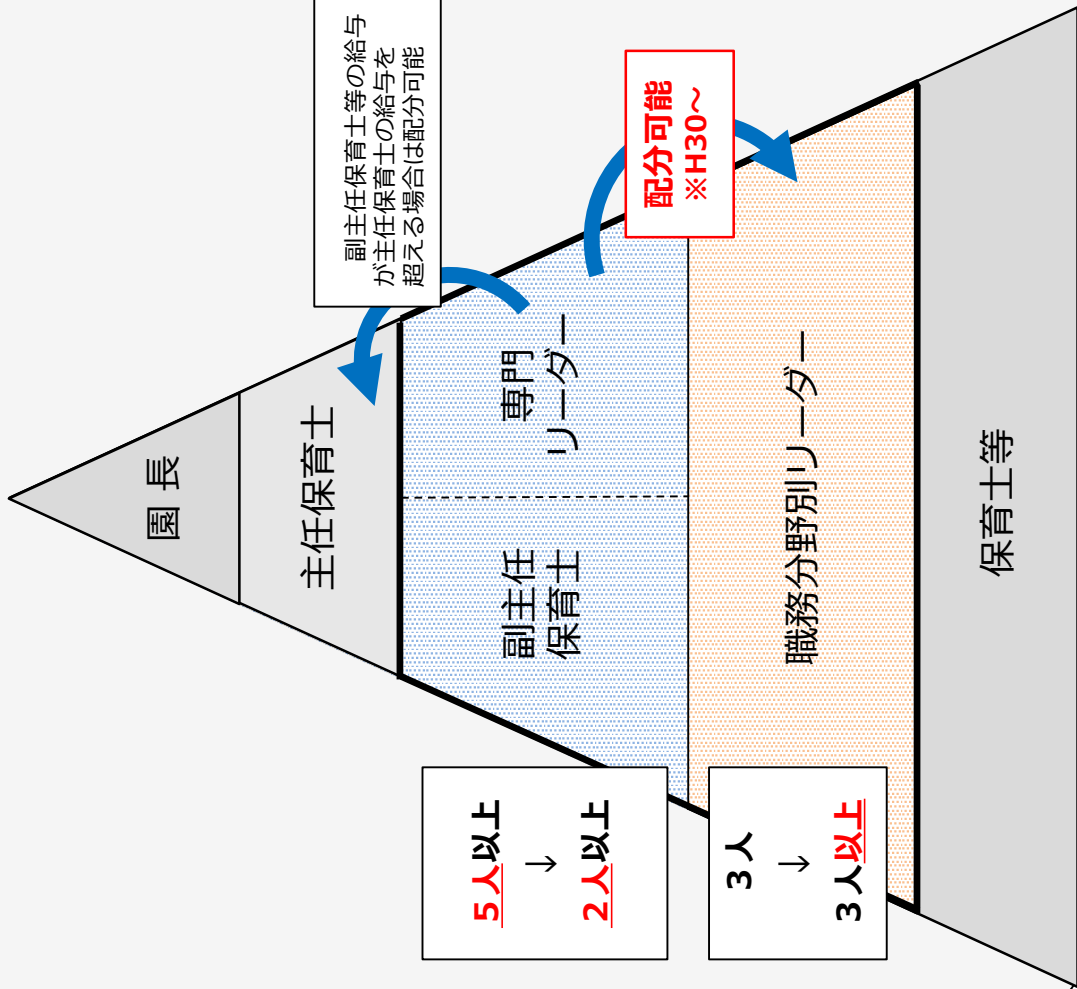


# 平成30年度における処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直し

＜定員90人（職員17人※）の保育園モデルの場合＞

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

## （配分方法の見直し）



＜副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円（4万円×5人）＞

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能（配分人数及び額は事業者において判断）

### 【改善点1】

12万円については、職務分野別リーダーにも配分可能

＜職務分野別リーダー：加算額1.5万円（5千円×3人）＞

3人の職務分野別リーダーに月額5千円

### 【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに月額5千円以上（ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額）

同一事業者内での保育園間の配分は不可

### 【改善点3】

加算額21.5万円（20万円+1.5万円）の20%について、同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能（2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。）